

2027年国際園芸博覧会の博覧会国際事務局
に対する認定申請について

〔令和4年6月14日〕
閣議決定

1. 令和元年9月に開催された国際園芸家協会総会において、2027年国際園芸博覧会の開催が承認されたこと、及び国際博覧会に関する条約第4条の規定に鑑み、政府は、博覧会国際事務局に対し、同条約第6条の規定に基づき、「幸せを創る明日の風景」をテーマとして、花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造に寄与する国際園芸博覧会を実現すべく、2027年国際園芸博覧会の認定申請を行うものとする。
2. 認定申請における2027年国際園芸博覧会の会期は、令和9年3月19日（金曜日）から同年9月26日（日曜日）までとする。
3. 政府は、国際博覧会に関する条約の規定に基づき、認定がされた国際博覧会の開催国の義務を果たすために必要な措置を講ずるものとする。

認定申請書の概要

2027年国際園芸博覧会について、認定申請書の概要は以下のとおり。

1. 一般規則

博覧会の名称、テーマ、分類、会場、会期等の基本的な諸元や、参加条件等を定めた文書。

(1) 博覧会の名称、テーマ及び分類

名 称：2027年国際園芸博覧会

テーマ：幸せを創る明日の風景

分 類：認定国際博覧会（A1国際園芸博覧会）

(2) 会期

2027年3月19日（金曜日）から同年9月26日（日曜日）まで

(3) 会場

神奈川県横浜市（約100ha）

2. 参加契約書

博覧会に参加する外国政府及び国際機関が、博覧会の開催主体である一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会と締結する契約書。

3. マスタープラン

博覧会の会場コンセプト、グリーンインフラ計画、コンペティション、展示計画等の概要を示した文書。